

第	号	令和	年	月	日	文 部 科 学 省
官職氏名						
私立学校教職員共済法（抄） （報告の請求及び検査） 第四十六条 文部科学大臣は、事業団の振替に関する短期給付についての費用の支拂の適正化を図るため必要があるとき、当該給付に係る振替を行った保険医療機関若しくは保険医療局（院）若しくは当該保険医療機関若しくは保険医療局の開設若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該保険医療機関若しくは保険医療局について、その報告の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査せしめることができる。						
2 文部科学大臣は、事業団の訪問看護施設運営及び家族訪問看護療養費に関する短期給付についての費用の支拂の適正化を図るため必要があるとき、指定訪問看護事業者若しくは指定訪問看護事業者であつた法人若しくは当該指定に係る訪問看護事業所（所）の看護師その他の従業者であつた者に対し、その行った訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給に關して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該指定訪問看護事業者若しくは家族訪問看護事業者について、当該指定訪問看護事業者の同意を得て、実地に帳簿書類その他の物件を検査せしめることができる。						
3 略						
4 文部科学大臣は、直営第五項及び第六項の規定による措置に關し必要があるとき、その必要と認められる範囲内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員をして当該者の事務所若しくは事業所に立ち入つて質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査せしめることができる。						
5 . a 略						

備考 この証は、日本産業規格A列七番（74B3×105B3）の大きさとし、厚紙を使い、中央の点線の所から二つ折とし、表面に「私立学校教職員共済検査証」と記載すること。